

新潟県条例第30号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（配当割の特別徴収義務者等）</p> <p>第27条 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等、<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額</u>である場合にあっては、その支払を取り扱う者）を配当割の特別徴収義務者とする。</p> <p style="text-align: center;">（株式等譲渡所得割の特別徴収義務者等）</p> <p>第28条 選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で<u>特定株式等譲渡対価等</u>の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするものを株式等譲渡所得割の特別徴収義務者とする。</p> <p>第56条 （略）</p> <p>2 前項の承認に係る手続その他の必要な事項については、法第750条（電磁的記録による保存等の承認の申請等）（<u>第5項を除く。</u>）、第751条（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）及び第753条（電磁的記録による保存等の承認の取消し）（これらの規定を法第754条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の例による。</p> <p>3 （略）</p> | <p style="text-align: center;">（配当割の特別徴収義務者等）</p> <p>第27条 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等又は<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等</u>である場合にあっては、その支払を取り扱う者）を配当割の特別徴収義務者とする。</p> <p style="text-align: center;">（株式等譲渡所得割の特別徴収義務者等）</p> <p>第28条 選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で<u>当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額</u>の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものを株式等譲渡所得割の特別徴収義務者とする。</p> <p>第56条 （略）</p> <p>2 前項の承認に係る手続その他の必要な事項については、法第750条（電磁的記録による保存等の承認の申請等）（<u>第2項及び第6項を除く。</u>）、第751条（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）及び第753条（電磁的記録による保存等の承認の取消し）（これらの規定を法第754条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の例による。</p> <p>3 （略）</p> |

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。